

茨城県希少野生動植物保護指針 が目指していること!

希少野生動植物種の保護

各種法令等に基づいて、希少野生動植物の保護を図っています。

●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(通称:種の保存法)

希少野生動植物種の指定

- 捕獲・譲渡・輸出入の規制

生息地等保護区の指定

- ミヤコタナゴなどについて8地区指定

保護増殖事業

- トキなど34種について生息・生育地の整備, 個体の保護増殖

●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(通称:鳥獣保護法)

生息環境の保護・整備

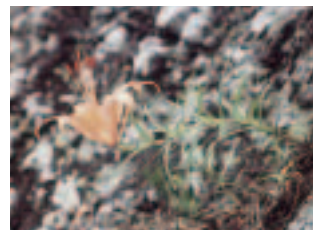
- 鳥獣保護区の指定
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定

鳥獣の捕獲規制

- 鳥獣の捕獲等の許可
- 狩猟鳥獣の指定
(鳥類28種類, 哺乳類20種類)
- 狩猟制度の管理
(区域指定, 狩猟期間の制限等)

その他

- 生息状況の調査
- 放鳥獣, 傷病鳥獣の保護等



ミヤマスカシユリ(絶滅危惧種)



ゼニタナゴ(絶滅危惧種)



オニバス(絶滅危惧種)



希少野生動植物の生息・生育地の保全

自然公園など良好な自然環境を形成している地域は、野生動植物の貴重な生息・生育地となっています。これらの自然環境を保全するとともに、荒廃した自然環境を再生する試みも重要になっています。

I. 生息・生育環境の保全

●自然公園法

優れた自然の風景地や野生のままの動物相などを含む広大な地域が自然公園として指定されています。公園内は、景観や自然の度合い又は利用の重要性によって大きく5つ(特別保護地区等)に区分されており、各種行為の規制がなされています。

また、生物の多様性を保全するため、平成14年の法改正により公園内の利用人数の制限や立入規制ができるようになりました。

(県内の自然公園等:茨城県自然公園条例)

- 国定公園(1ヶ所:31,164ha) 水郷筑波国定公園
- 県立自然公園(9ヶ所:59,095ha) 奥久慈, 花園花貫, 高鈴, 太田, 御前山, 大洗, 笠間, 吾国愛宕, 水戸

●自然環境保全法

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で良好な自然環境を形成している地域が自然環境保全地域等として指定されており、地域内では、各種行為の規制がなされています。

(県内の自然環境保全地域等:茨城県自然環境保全条例)

- 自然環境保全地域(34ヶ所:645ha)
- 緑地環境保全地域(43ヶ所:112ha)

●その他の保全のための法律等

- 文化財保護法による天然記念物等の指定による、種の保護や生息・生育地の保全
 - 森林法による保安林制度等により、立木の伐採や土地の形質変更を制限し、森林を保護
 - 野生動植物の貴重な生息・生育環境の場としての農村環境の保全
 - 河川・湖沼等における自然環境に配慮した多自然型川づくりの推進
 - 海岸における多様な生態系を育む良好な水辺環境保全のための、自然環境や親水性に配慮した護岸整備
- など、各種法律等により、自然環境の保護・保全が図られています。

II. 生息・生育環境の再生・創出

野生動植物の生息・生育環境を保全するためには、失われた自然環境を再生・創出することも重要です。このため、平成14年度に自然再生推進法が制定されました。

●自然再生推進法

| 自然再生のための具体的な仕組み |
|--|
| 【国が行うもの】 <ul style="list-style-type: none"> ●自然再生基本方針の策定 (自然再生を総合的に行うための基本方針) ●自然再生推進会議 (環境省, 農林水産省, 国土交通省等関係機関の連絡調整) |
| 【実施者が行うもの】 <ul style="list-style-type: none"> ●自然再生協議会を組織 (自然再生事業を実施するための実施計画等の協議, 関係機関の連絡調整等) ●自然再生事業実施計画の策定 |

〈具体的な事例〉

- 直線化した河川を再蛇行化し乾燥化が進む湿原を再生
- 休耕田の地元の住民による利活用
- 谷津田・溜池等湿地への動物の往来を助ける木道の設置
- 水生生物の生息域を確保する水辺への丸太の乱杭の設置 等